

公立はこだて未来大学情報ライブラリー規程

(趣旨)

第1条 公立はこだて未来大学学則第4条の規定に基づき、公立はこだて未来大学情報ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ライブラリーは、本学における教育および研究に必要な図書、記録、視聴覚資料その他の資料を収集し、管理し、教職員ならびに学生の利用に供することを目的とする。

(事務)

第3条 ライブラリーに事務職員を置く。

2 事務職員については、函館圏公立大学広域連合事務局設置条例施行規則（平成9年函館圏公立大学広域連合規則第3号）の定めるところによる。

(運営委員会)

第4条 ライブラリーの運営に関する重要事項を検討するために、情報ライブラリー運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(補則)

第5条 ライブラリーの利用に関する規程は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月21日から施行する。